

大阪市規則第 9 号

大阪市火災予防条例施行規則及び大阪市消防法施行規則の一部を改正する規則

(大阪市火災予防条例施行規則の一部改正)

第 1 条 大阪市火災予防条例施行規則(昭和37年大阪市規則第45号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第 5 号様式（第 6 条関係）（A 4） [様式 別紙 2 挿入]	第 5 号様式（第 6 条関係）（A 4） [様式 別紙 1 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。	

(大阪市消防法施行規則の一部改正)

第 2 条 大阪市消防法施行規則（昭和23年大阪市規則第89号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第 2 号様式（第 2 条関係）（A 4） [様式 別紙 4 挿入]	第 2 号様式（第 2 条関係）（A 4） [様式 別紙 3 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。	

附 則

- この規則は、令和 8 年 3 月 31 日から施行する。
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大阪市火災予防条例施行規則及び大阪市消防法施行規則に定める様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市火災予防条例施行規則及び大阪市消防法施行規則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

炉・温風暖房機・ちゆう厨房設備・ボイラー
 乾燥設備・サウナ設備・給湯湯沸設備 設置(変更)届出書
 ヒートポンプ冷暖房機
 火花を生ずる設備・放電加工機

年 月 日

大 阪 市 消 防 長 様

住 所

(法人にあっては、主たる
 事務所の所在地)

届出者 氏 名

(法人にあっては、その名
 称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

大阪市火災予防条例第57条の規定により、次のとおり届け出ます。

防 火 対 象 物	所 在 地	電話番号 ()			
	名 称				
	主 要 用 途			防 火 管 理 者 (責任者) 氏名	
設 置 場 所	用 途		床 面 積	m ²	消防用設備 等又は特殊 消防用設備 等
	構 造				
	場 所	屋 内 (階) ・ 屋 外			
届 出 設 備	種 類				
	着工(予定) 年 月 日	年 月 日	しゅん工(予定) 年 月 日	年 月 日	
	概 要				
	使 用 す る 燃 料 ・ 熱 源 ・ 加 工 液	種 類	使 用 量		
	安 全 装 置				
取 扱 責 任 者 氏 名					
工 事 施 工 者	住所	(法人にあっては、主たる 事務所の所在地)		電話番号 ()	
	氏名	(法人にあっては、その名 称及び代表者の氏名)			
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 注
- 届出設備の種類欄については、鉄鋼溶解炉、熱風炉、業務用^{ちゆう}厨房設備等と記入してください。
 - 届出設備の概要欄に記載しきれない事項は、別紙に記載して添付してください。
 - ※印の欄については、記入しないでください。
 - 設備の配置図、仕様書等の設計図書を添付してください。

炉・温風暖房機・ちゆう厨房設備・ボイラー
 乾燥設備・簡易サウナ設備・一般サウナ設備 設置(変更)届出書
 給湯湯沸設備・ヒートポンプ冷暖房機
 火花を生ずる設備・放電加工機

年 月 日

大 阪 市 消 防 長 様

住 所

(法人にあっては、主たる
 事務所の所在地)

届出者 氏 名

(法人にあっては、その名
 称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

大阪市火災予防条例第57条の規定により、次のとおり届け出ます。

防 火 対 象 物	所 在 地	電話番号 ()			
	名 称				
	主 要 用 途			防 火 管 理 者 (責任者) 氏名	
設 置 場 所	用 途		床 面 積	m ²	消防用設備 等又は特殊 消防用設備 等
	構 造				
	場 所	屋 内 (階) ・ 屋 外			
届 出 設 備	種 類				
	着工(予定) 年 月 日	年 月 日	しゅん工(予定) 年 月 日	年 月 日	
	概 要				
	使 用 す る 燃 料 ・ 熱 源 ・ 加 工 液	種 類	使 用 量		
	安 全 装 置				
取 扱 責 任 者 氏 名					
工 事 施 工 者	住所	(法人にあっては、主たる 事務所の所在地)		電話番号 ()	
	氏名	(法人にあっては、その名 称及び代表者の氏名)			
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 注 1 届出設備の種類欄については、鉄鋼溶解炉、熱風炉、業務用^{ちゆう}厨房設備等と記入してください。
- 2 届出設備の概要欄に記載しきれない事項は、別紙に記載して添付してください。
- 3 ※印の欄については、記入しないでください。
- 4 設備の配置図、仕様書等の設計図書を添付してください。

(1枚目)

防 火 対 象 物 点 検 票				
点 検 項 目		点 検 結 果		状況及び措置内容 〔点検時の点検項目の状況〕 及び点検の際措置した内容〕
		判 定	不 備 内 容	
火 を 使 用 す る 設 備 等 の 位 置 、 構 造 及 び 管 理	炉	☐ 適 ☐ 否		
	ふ ろ が ま	☐ 適 ☐ 否		
	温 風 暖 房 機	☐ 適 ☐ 否		
	暖 房 設 備	☐ 適 ☐ 否		
	ボ イ ラ ー	☐ 適 ☐ 否		
	ス ト ー ブ	☐ 適 ☐ 否		
	壁 付 暖 炉	☐ 適 ☐ 否		
	乾 燥 設 備	☐ 適 ☐ 否		
	サ ウ ナ 設 備	☐ 適 ☐ 否		
	簡 易 湯 沸 設 備	☐ 適 ☐ 否		
	給 湯 湯 沸 設 備	☐ 適 ☐ 否		
	燃 料 電 池 発 電 設 備	☐ 適 ☐ 否		
	煙 突 及 び 煙 道	☐ 適 ☐ 否		
	掘 り ご た つ 及 び い ろ り	☐ 適 ☐ 否		
	ヒ ー ト ポ ン プ 冷 暖 房 機	☐ 適 ☐ 否		
	火 花 を 生 ず る 設 備	☐ 適 ☐ 否		
	放 電 加 工 機	☐ 適 ☐ 否		
	変 電 設 備	☐ 適 ☐ 否		
	急 速 充 電 設 備	☐ 適 ☐ 否		
	内燃機関を原動力とする発電設備	☐ 適 ☐ 否		
	蓄 電 池 設 備	☐ 適 ☐ 否		
	ネ オ ン 管 灯 設 備	☐ 適 ☐ 否		
	舞 台 装 置 等 の 電 気 設 備	☐ 適 ☐ 否		
	避 雷 設 備	☐ 適 ☐ 否		
	水素ガスを充てんする気球等	☐ 適 ☐ 否		

点 検 項 目		点 検 結 果		状況及び措置内容 〔点検時の点検項目の状況〕 及び点検の際措置した内容〕
火を使用する設備等の位置、構造及び管理	大阪市火災予防条例第18条の2が適用される火を使用する設備等	判 定	不 備 内 容	
		☐ 適		
		☐ 否		

注 1 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレを記入し、不備のある場合は「否」の□にレを記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること

2 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること

(2枚目)

点 検 項 目		点 検 結 果		状況及び措置内容 〔点検時の点検項目の状況〕 及び点検の際措置した内容〕
		判 定	不 備 内 容	
火を使用する器具等の取扱い	液体燃料を使用する器具	☐ 適 ☐ 否		
	固体燃料を使用する器具	☐ 適 ☐ 否		
	気体燃料を使用する器具	☐ 適 ☐ 否		
	電気を熱源とする器具	☐ 適 ☐ 否		
	使用に際し火災の発生のおそれのある器具	☐ 適 ☐ 否		

点 検 項 目		点 検 結 果		状況及び措置内容 〔点検時の点検項目の状況〕 及び点検の際措置した内容〕
		判 定	不 備 内 容	
火を使用する器具等の取扱い	大阪市火災予防条例第23条の2が適用される火を使用する器具等			
		☐ 適 ☐ 否		

点 検 項 目		点 検 結 果		状況及び措置内容 〔点検時の点検項目の状況〕 及び点検の際措置した内容〕
		判 定	不 備 内 容	
火を使用に関する制限等	喫 煙 等	☐ 適 ☐ 否		
	が ん 具 用 煙 火	☐ 適 ☐ 否		
	化 学 実 験 室 等	☐ 適 ☐ 否		
	作 業 中 の 防 火 管 理	☐ 適 ☐ 否		

点 検 項 目		点 検 結 果		状況及び措置内容 〔点検時の点検項目の状況〕 及び点検の際措置した内容〕
		判 定	不 備 内 容	
指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱い	指 定 数 量 未 満 の 危 険 物	☐ 適 ☐ 否		
	指 定 可 燃 物 等	☐ 適 ☐ 否		
	少 量 動 植 物 油 類	☐ 適 ☐ 否		

点 検 項 目		点 検 結 果		状況及び措置内容 〔点検時の点検項目の状況〕 及び点検の際措置した内容〕
		判 定	不 備 内 容	
指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱い	大阪市火災予防条例第36条の3が適用される指定数量未満の危険物等			
		☐ 適 ☐ 否		

- 注 1 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレを記入し、不備のある場合は「否」の□にレを記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること
- 2 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること

(3 枚目)

点 検 項 目		消防法第 17条の2 の5第1 項の適用	消防法第 17条の3 第1項の 適用	点 検 結 果		状況及び措置内容 〔点検時の点検項目の状況 及び点検の際措置した内容〕
				判 定	不 備 内 容	
消 防 用 設 備 等	消 火 器	—	—	☐ 適 ☐ 否		
	屋内消火栓設備	☐ 有	☐ 有	☐ 適		
		☐ 無	☐ 無	☐ 否		
	スプリンクラー設備	☐ 有	☐ 有	☐ 適		
		☐ 無	☐ 無	☐ 否		
	水噴霧消火設備等	☐ 有	☐ 有	☐ 適		
		☐ 無	☐ 無	☐ 否		
	自動火災報知設備	☐ 有	☐ 有	☐ 適		
		☐ 無	☐ 無	☐ 否		
	避 難 器 具	—	—	☐ 適 ☐ 否		
	誘 導 灯	—	—	☐ 適 ☐ 否		

点 検 項 目		点 検 結 果		状況及び措置内容 〔点検時の点検項目の状況 及び点検の際措置した内容〕
消 防 用 設 備 等	大阪市火災予防条例第46条の2が適用 される消防の用に供する設備等	判 定	不 備 内 容	
		☐ 適		
		☐ 否		

点 検 項 目		点 検 結 果		状況及び措置内容 〔点検時の点検項目の状況 及び点検の際措置した内容〕
消 防 用 設 備 等	大阪市火災予防条例第47条が適用され る消防用設備等	判 定	不 備 内 容	
		☐ 適		
		☐ 否		

- 注 1 消防法第17条の2の5第1項の適用の欄及び消防法第17条の3第1項の適用の欄は、規定が適用される場合は「有」の□にレを記入し、適用されない場合は「無」の□にレを記入すること
- 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレを記入し、不備のある場合は「否」の□にレを記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること
- 3 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること

(1枚目)

防 火 対 象 物 点 検 票

点 検 項 目		点 検 結 果		状況及び措置内容 〔点検時の点検項目の状況〕 及び点検の際措置した内容〕
		判 定	不 備 内 容	
火 を 使 用 す る 設 備 等 の 位 置、 構 造 及 び 管 理	炉	☐ 適 ☐ 否		
	ふ る が ま	☐ 適 ☐ 否		
	温 風 暖 房 機	☐ 適 ☐ 否		
	厨 ^{ちゅう} 房 設 備	☐ 適 ☐ 否		
	ボ イ ラ ー	☐ 適 ☐ 否		
	ス ト ー ブ	☐ 適 ☐ 否		
	壁 付 暖 炉	☐ 適 ☐ 否		
	乾 燥 設 備	☐ 適 ☐ 否		
	簡 易 サ ウ ナ 設 備	☐ 適 ☐ 否		
	一 般 サ ウ ナ 設 備	☐ 適 ☐ 否		
	簡 易 湯 沸 設 備	☐ 適 ☐ 否		
	給 湯 湯 沸 設 備	☐ 適 ☐ 否		
	燃 料 電 池 発 電 設 備	☐ 適 ☐ 否		
	煙 突 及 び 煙 道	☐ 適 ☐ 否		
	掘 り ご た つ 及 び い ろ り	☐ 適 ☐ 否		
	ヒ ー ト ポ ン プ 冷 暖 房 機	☐ 適 ☐ 否		
	火 花 を 生 ず る 設 備	☐ 適 ☐ 否		
	放 電 加 工 機	☐ 適 ☐ 否		
	変 電 設 備	☐ 適 ☐ 否		
	急 速 充 電 設 備	☐ 適 ☐ 否		
	内燃機関を原動力とする発電設備	☐ 適 ☐ 否		
	蓄 電 池 設 備	☐ 適 ☐ 否		
	ネ オ ン 管 灯 設 備	☐ 適 ☐ 否		
	舞 台 装 置 等 の 電 気 設 備	☐ 適 ☐ 否		
	避 雷 設 備	☐ 適 ☐ 否		
	水素ガスを充てんする気球等	☐ 適 ☐ 否		

点 検 項 目		点 検 結 果		状況及び措置内容 〔点検時の点検項目の状況〕 及び点検の際措置した内容〕
		判 定	不 備 内 容	
火を使用する 設備等の位置、 構造及び管理	大阪市火災予防条例第18条の2が適用 される火を使用する設備等	判 定	不 備 内 容	
		☐ 適 ☐ 否		

- 注 1 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレを記入し、不備のある場合は「否」の□にレを記入するとともに、
不備内容の欄にその内容を記入すること
- 2 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること

(2枚目)

点 検 項 目		点 検 結 果		状況及び措置内容 〔点検時の点検項目の状況〕 及び点検の際措置した内容〕
		判 定	不 備 内 容	
火を使用する器具等の取扱い	液体燃料を使用する器具	☐ 適 ☐ 否		
	固体燃料を使用する器具	☐ 適 ☐ 否		
	気体燃料を使用する器具	☐ 適 ☐ 否		
	電気を熱源とする器具	☐ 適 ☐ 否		
	使用に際し火災の発生のおそれのある器具	☐ 適 ☐ 否		

点 検 項 目		点 検 結 果		状況及び措置内容 〔点検時の点検項目の状況〕 及び点検の際措置した内容〕
		判 定	不 備 内 容	
火を使用する器具等の取扱い	大阪市火災予防条例第23条の2が適用される火を使用する器具等			
		☐ 適 ☐ 否		

点 検 項 目		点 検 結 果		状況及び措置内容 〔点検時の点検項目の状況〕 及び点検の際措置した内容〕
		判 定	不 備 内 容	
火を使用に関する制限等	喫 煙 等	☐ 適 ☐ 否		
	が ん 具 用 煙 火	☐ 適 ☐ 否		
	化 学 実 験 室 等	☐ 適 ☐ 否		
	作 業 中 の 防 火 管 理	☐ 適 ☐ 否		

点 検 項 目		点 検 結 果		状況及び措置内容 〔点検時の点検項目の状況〕 及び点検の際措置した内容〕
		判 定	不 備 内 容	
指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱い	指 定 数 量 未 満 の 危 険 物	☐ 適 ☐ 否		
	指 定 可 燃 物 等	☐ 適 ☐ 否		
	少 量 動 植 物 油 類	☐ 適 ☐ 否		

点 検 項 目		点 検 結 果		状況及び措置内容 〔点検時の点検項目の状況〕 及び点検の際措置した内容〕
		判 定	不 備 内 容	
指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱い	大阪市火災予防条例第36条の3が適用される指定数量未満の危険物等			
		☐ 適 ☐ 否		

- 注 1 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレを記入し、不備のある場合は「否」の□にレを記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること
- 2 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること

(3枚目)

点 検 項 目		消防法第 17条の2 の5第1 項の適用	消防法第 17条の3 第1項の 適用	点 検 結 果		状況及び措置内容 〔点検時の点検項目の状況 及び点検の際措置した内容〕
				判 定	不 備 内 容	
消 防 用 設 備 等	消 火 器	—	—	☐ 適 ☐ 否		
	屋内消火栓設備	☐ 有	☐ 有	☐ 適		
		☐ 無	☐ 無	☐ 否		
	スプリンクラー設備	☐ 有	☐ 有	☐ 適		
		☐ 無	☐ 無	☐ 否		
	水噴霧消火設備等	☐ 有	☐ 有	☐ 適		
		☐ 無	☐ 無	☐ 否		
	自動火災報知設備	☐ 有	☐ 有	☐ 適		
		☐ 無	☐ 無	☐ 否		
	避 難 器 具	—	—	☐ 適 ☐ 否		
	誘 導 灯	—	—	☐ 適 ☐ 否		
	連 結 送 水 管	☐ 有	☐ 有	☐ 適		
		☐ 無	☐ 無	☐ 否		

点 検 項 目		点 検 結 果		状況及び措置内容 〔点検時の点検項目の状況 及び点検の際措置した内容〕
消 防 用 設 備 等	大阪市火災予防条例第46条の2が適用 される消防の用に供する設備等	判 定	不 備 内 容	
		☐ 適		
		☐ 否		

点 検 項 目		点 検 結 果		状況及び措置内容 〔点検時の点検項目の状況 及び点検の際措置した内容〕
消 防 用 設 備 等	大阪市火災予防条例第47条が適用され る消防用設備等	判 定	不 備 内 容	
		☐ 適		
		☐ 否		

- 注 1 消防法第17条の2の5第1項の適用の欄及び消防法第17条の3第1項の適用の欄は、規定が適用される場合は「有」の□にレを記入し、適用されない場合は「無」の□にレを記入すること
- 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレを記入し、不備のある場合は「否」の□にレを記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること
- 3 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること